

まち・ひと・しごと創生総合戦略
(2015改訂版)(抜粋)
(目次)

I. 基本的な考え方	1
1. 地方創生をめぐる現状認識	1
2. 人口減少と地域経済縮小の克服	2
3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	2
4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂	4
II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針	6
1. 従来の方針の検証	6
(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造	
(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法	
(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」	
(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策	
(5) 「短期的」な成果を求める施策	
2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	7
(1) 自立性	
(2) 将来性	
(3) 地域性	
(4) 直接性	
(5) 結果重視	
3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備	9
(1) データに基づく国の「総合戦略」と「地方版総合戦略」	
(2) 産官学金労言の連携推進	
(3) 政策間連携の推進	
(4) 地域間連携の推進	

Ⅲ. 今後の施策の方向	11
1. 政策の基本目標	11
(1) 成果(アウトカム)を重視した目標設定	
(2) 4つの「基本目標」	
2. 「地方創生の深化」を目指す	16
(1) ローカル・アベノミクスの実現	
(2) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり	
(3) 「地方創生版・三本の矢」	
3. 政策パッケージ	19
(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	20
(ア) 生産性の高い、活力に溢れた ^{あふ} 地域経済実現に向けた総合的取組	
A 地域の技の国際化(ローカルイノベーション)	
B 地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)	
C 地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)	
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等	
E 地域全体のマネジメント力の向上	
F ICT等の利活用による地域の活性化	
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組	
H 総合的な支援体制の改善	
(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築	
(ウ) 農林水産業の成長産業化	
(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	
(2) 地方への新しいひとの流れをつくる	43
(ア) 政府関係機関の地方移転	
(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大	
(ウ) 地方移住の推進	
(エ) 地方大学等の活性化	
(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	51
(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進	
(イ) 若い世代の経済的安定	
(ウ) 出産・子育て支援	
(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)	

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 59

(ア)まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

B都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

C ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

D まちづくりにおける官民連携の推進

E 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

(ウ)東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保

(オ)ふるさとづくりの推進

IV. 地方創生に向けた多様な支援 -「地方創生版・三本の矢」- 74

1. 情報支援の矢 74

(1)「地域経済分析システム(RESAS)」の開発、日本版 DMO への情報支援

(2)RESAS の普及促進

2. 人的支援の矢 75

(1)地方創生リーダーの育成・普及

(2)地方創生コンシェルジュ

(3)地方創生人材支援制度

3. 財政支援の矢 76

(1)地方創生の深化のための交付金

(2)地方創生関連補助金等の見直し

(3)地方財政措置

(4)税制

4. 国家戦略特区制度、社会保障制度改革、地方分権、規制改革等との連携 79

(1)国家戦略特区制度等との連携

(2)社会保障制度改革等との連携

(3)地方分権との連携

(4)規制改革との連携

おわりに 84

付属文書 アクションプラン(個別施策工程表)

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

「総合戦略」においては、地方が「地方版総合戦略」を策定・実施していくに当たり必要と考えられる政策パッケージを掲げている。

それぞれの「政策パッケージ」は、関係府省庁が一体となって準備した施策から構成され、あわせてそれぞれの施策に応じた工程表を用意している。その中には、短期的に実施が可能な施策と、構造的な改革を視野に入れた中長期的な施策の両方が含まれているが、いずれのメニューを組み合わせて採用し、どのようなスピード感で取組を進めていくかは、最終的に、地方が自ら、「地方版総合戦略」の策定を通じて、判断していくこととなる。

国は、政策5原則の下、地方がその特性に合わせて政策メニューを効果的に活用し、各地域独自の「地方版総合戦略」を策定・実施できるよう、現状の分析から戦略の策定・評価まで支えていく。また、支援策の利用者の立場に立った政策実施環境を整えると同時に、地方における政策メニューの選択や、政策展開によって上げられた成果を踏まえ、「政策パッケージ」の内容自体も不断に見直していくこととする。

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた^{あふ}地域経済実現に向けた総合的取組 F ICT等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性や生活の質を向上させ、地域の活性化を図っていく上で、情報通信技術（ICT）が有効なツールとなる。ICTの活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決にICTを活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このために必要不可欠なICTインフラが未整備の地域や、整備済ではあるがその利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業・防災など幅広い分野で推進する。

また、地域においても、このようなICTの恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進する。

さらに、地方公共団体や地域企業へのICTをいかした取組の導入を促進し、

その効果を高めることを目的とした「地方創生 IT 利活用促進プラン」を着実に実行することで、地域における ICT の定着を目指す。

【主な重要業績評価指標】

- 週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー（2020 年目標）：
全労働者数の 10%以上（2014 年度 3.9%）
また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す
- テレワーク導入企業数：2012 年度比 3 倍（2012 年度 11.5%）
- 全都道府県に Lアラート⁽¹⁾を導入（2015 年 10 月 33 都道府県）
- 放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度（66.3 億円）の 3 倍超に増加（2013 年度 105.7 億円）

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-F-① ICT の利活用による地域の活性化

地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業・防災など幅広い分野で推進する。さらに、地域の経済社会活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。

2016 年度は、引き続き、ICT を活用した街づくりなどの成功事例の横展開や地域からの情報発信の強化、柔軟な就労環境を実現するテレワークや地方でも都会と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」、公衆無線 LAN や高速モバイル、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進する。さらに、地方の創意工夫をいかしたイノベーションの創出を可能とする ICT の一層の利活用を推進するため、これを支える環境整備に取り組む。

また、「G空間情報」（地理空間情報）の利活用や Lアラートの普及展開を加速すること等により、住民一人一人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境の整備をはじめ、地域の活性化を図る。

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【施策の概要】

多くの若者が大都市圏で就職し、地域では人口流出や少子高齢化により、中小企業や農業等で人材確保が厳しい現状にある。このため、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化が重要である。これを実現し、地域活性化に資するため、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策について、それぞれの役割分担や連携を明確に

⁽¹⁾ 災害等に関する情報を住民一人一人に迅速に伝達する共通基盤である災害情報共有システム。

して取り組む必要がある。

地域に人材を還流する一方で、地域に活力を取り戻すためには、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など職場の魅力向上を促進し、女性や高齢者・障害者が活躍できる地域社会の実現や、高齢化・後継者問題が深刻な農林漁業の新規就業・後継者育成を図る必要がある。また、建設業における技能労働者の処遇改善、生産性の向上や若手、女性などの多様な人材の活用等を通じ、地域経済を支える建設業、造船業、運輸業等が「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成を推進する。

あわせて、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない地域企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていきやすくなるような環境を整え、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していく。

【主な重要業績評価指標】

- 東京圏から地方へ約 10 万人の人材を還流（2020 年までの 5 年間の累計）
- 地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約 20 万人の地方への定着を図る（2020 年までの 5 年間の累計）
- 上記により、2020 年までの 5 年間の累計で 30 万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す

【主な施策】

◎ (1)-(エ)-⑤ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域において若者向けの安定した雇用の場を確保するとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の推進等を行ってきた。

若者については、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号。以下「若者雇用促進法」という。）の円滑な施行に向けた取組等を行っていく。高齢者については、2014 年の 60～64 歳の高齢者の就業率は 60.7%に達しており、今後は特に 65 歳以上の高齢者の雇用・就業環境の整備等に取り組んでいく。

障害者については、障害特性に応じた就労支援の推進等により、障害者の実雇用率は 2015 年 6 月現在 1.88%であり、着実に伸展している。2020 年までに実雇用率 2.0%の達成に向けて、今後も、ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援や、身近な地域で就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労支援や職場定着支援等を推進していく。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方移住の推進

【施策の概要】

地方移住を希望する国民の様々なニーズに応えるため、地方移住についてのワンストップ相談など支援施策の体系的・一体的な推進と地方居住推進の国民的な気運の醸成を図ることが重要である。また、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住み替え支援策の検討が必要である。さらに、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応の充実を図ることも必要である。

加えて、高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点や、高齢者の「まちなか」居住や地域・多世代交流を支援する観点から、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC⁽²⁾）」構想を推進する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。

【主な重要業績評価指標】

- 年間移住あっせん件数 11,000 件(2015 年 11 月末時点 約 4,000 件)
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増（2014 年比）（2014 年 23%、2015 年 27%の市町村で実施）
- 都市と農山漁村の交流人口 1,300 万人（2014 年 1,027 万人）
- 地域おこし協力隊 4,000 人（2014 年度 1,629 人）

【主な施策】

◎ (2)-(ウ)-③ 「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の推進

東京都在住者のうち、50 代男性の半数以上、また、50 代女性及び 60 代の約 3 割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら生涯学習等を通じて健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の導入に向け、2015 年 2 月より有識者や関係省庁が参画する「日本版 CCRC 構想有識者会議」を開催し、同年 12 月に「最終報告」が取りまとめられたところである。この「最終報告」を踏まえ、2015 年度中に関係省庁が連携して地方公共団体の事業具体化に向けた取組を支援するチームを立ち上げ、地方公共団体の取組を一層円滑に進め、「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向け取り組んでいく。また、介護保険制度における

⁽²⁾ 米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体（Continuing Care Retirement Community）が約 2,000 か所存在している。

調整交付金の在り方について検討する。高齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」構想について、必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。

(エ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代の多くが大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。さらに、地方に魅力ある雇用が少ないことなどから、東京圏の大学等から地方企業へ就職するという流れが大きくなるという事情がある。これらを踏まえ、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠」等）を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を取り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進する。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

【主な重要業績評価指標】

- 地方における自道府県大学進学者の割合を平均で 36%まで高める（2015 年度道府県平均 32.3% ※速報値）
- 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で 80%まで高める（2014 年度道府県平均 66.5%）
- 地域企業等との共同研究件数を 7,800 件まで高める（2014 年度 6,142 件）
- 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度 80%以上を実現する
- 大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める（2014 年度 44.6%）

■全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(エ)-② 地元学生定着促進プラン

2014年度平均32.0%であった自道府県大学進学者の割合は、2015年度は32.3%（※速報値）と横ばいであり、2012年度平均71.9%であった新規学卒者の道府県内就職の割合は、2014年度は66.5%と低下している。

具体的な取組として、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みを創設したところである。これらの仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。

また、私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を措置することを通じ、大都市圏への学生集中を抑制する。なお、私立大学等経常費補助金及び国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化は、2016年度から2018年度までに段階的に実施する。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、全国2,271校（2015年4月現在、前年度比466校増）の公立小・中学校に広がっており、更なる推進を図る。

地域と学校が連携・協働して教育活動や地域活性化を行う学校支援地域本部においては、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用した取組が全国9,607校（2015年8月現在、前年度比549校増）の公立小・中学校で実施されている。これらの取組の充実を目指し、地域住民や地域・学校との連絡調整を行う地域コーディネーター（2015年度約11,400人（前年度比1,300人増）及び未実施地域での取組を加速化する統括コーディネーターの配置を推進する。

また、地元就職に資するキャリア教育の推進や健全育成のための農山漁村等における体験活動を推進するとともに、地域に誇りを持つ教育を推進する。

◎ (2)-(エ)-③ 地域人材育成プラン

2013年度39.6%であった大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率は、2014年度は44.6%と上昇している。

具体的な取組として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度（職業実践力育成プ

プログラム（BP）認定制度）を 2015 年度に創設したところであり、地域を担う社会人の学び直しを促進する。

さらに、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

また、地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、2019 年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会が 2016 年年央までに結論をまとめ、同年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

あわせて、大学・高等学校等における地域に根差したグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学生交流を促進する。特に、2015 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を一層促進する。また、地域の大学等が地方公共団体等と協力して行う外国人留学生の住環境の整備や就職支援等に関する先行的取組を支援する。さらに、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。

また、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア⁽³⁾）の普及拡大を図り、2020 年までに国際バカロレア認定校等を 200 校以上に増やす（2014 年の 74 校から 2015 年 11 月現在で 88 校に増加）。

⁽³⁾ 国際バカロレアは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラム。このうち、高校生相当のディプロマ・プログラムでは、最終試験に合格すると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 出産・子育て支援

【施策の概要】

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、産科医の地域偏在が見込まれる中、地域における周産期医療体制の確保を図ることが重要である。加えて、理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

そのため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、「子育て世代包括支援センター」の設置を全国展開に向けて推進する。また、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、2015年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」について、財源を確保しつつ、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図る。また、住民のニーズに基づき、全ての子育て家庭への子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備を図る。さらに、産科医数の地域ごとの検証や産科医の地域偏在の是正に関する取組を進めるとともに、女性医師が勤務を継続できる体制を整備する。また、産科診療所勤務の医師が高齢化により離職するといった状況を見据え、周産期医療提供体制の確保を図る。

また、子供の小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100%
- 2017年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数 2015年4月23日、167人）
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを旨とする
- 三世帯同居・近居の希望に対する実現比率を向上する
- 理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる（2010年60.4%）

【主な施策】

◎ (3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

1 夫婦当たりの理想の子供数は2.42人であるのに対し、平均出生子供数は1.96人とどまっている。理想の子供数を持たない理由として、子

育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある。こうした中で、子育て支援に係る負担軽減をはじめとして、量的拡充と質的改善を進めていくことが課題である。

そのため、子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対して共通の財政支援の仕組みを導入することを進めるとともに、内閣府に子ども・子育て本部を設置して従来の縦割りを排除する。また、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。加えて、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」の支援を進めていく。

こうした取組により、2017年度末までに待機児童を解消（2015年4月23日、167人）し、2020年までに「三世代同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。

また、昨年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上での実施を目指す。

（エ）地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

【施策の概要】

「働き方」における我が国の現状をみると、子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低い。子育て世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっている。こうした長時間労働、転勤などの働き方や育児休業等の低取得率、男女の固定的な役割分担意識の存在等が、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益な取扱いなど様々な女性に対するハラスメントの問題や女性の育児負担をより大きくさせている。こうしたことから、大都市か地方かにかかわらず、依然として女性は仕事か子育てかの二者択一を迫られている。また、子育て世代の女性が働きながら安心して、妊娠・出産、育児に取り組むためには、将来のキャリアパスが見通せることが必要である。さらに、高齢化が進む中において、仕事と介護の両立が男女を問わず課題となるが、子育ての時期に、育児負担のみならず、親の介護の時期と重なり二重の負担が発生する場合もある。加えて、長時間労働については、労働者の健康確保上の問題や、子育てや介護などの仕事と生活の調和への影響、労働生産性の低下といった問題が指摘されており、2014年11月に過労死

等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）が施行され、2015 年 7 月に過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定されるなど、長時間労働削減対策の強化が喫緊の課題となっている。また、我が国においては、長時間労働とともに、時間当たりの労働生産性が低いという課題もある。

このように「働き方改革」に係る課題が依然として山積する中で、地域の実情に即した「働き方改革」の取組は、少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るための重要な取組であるとともに、生産性の向上や質の高い労働者の確保など、企業にもメリットがあるものであり、さらに、良好な雇用機会の創出、雇用の安定、地域経済の活性化など、地域社会に様々なメリットをもたらすものである。

このため、地域の関係者による地域ぐるみでの、地域の実情に即した「働き方改革」の取組を行うことなどにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、多様な働き方や転勤の見直しを含む仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要である。

この「働き方改革」の取組は、少子化に伴い若者が減少している中で、働き方に制約がある場合が多い女性や高齢者など、多様な労働者が多様な働き方で活躍できる社会を実現していくという観点からも重要である。

【主な重要業績評価指標】

- 第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上（2010 年 38%）（再掲）
- 男性の育児休業取得率を 13%に向上（2014 年 2.30%）（再掲）
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5%へ低減（2014 年 8.5%）（再掲）
- 年次有給休暇取得率を 70%に向上（2014 年 47.6%）

【主な施策】

◎ (3)-(エ)-④ 地域における女性の活躍推進

25～44 歳の女性の就業率は 69.5%（2013 年）から 70.8%（2014 年）、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は 7.5%（2013 年）から 8.3%（2014 年）、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は 6.8%（2013 年）から 7.7%（2015 年）に上昇した。

これまで、地域女性活躍推進交付金等を通じて、地域の経済団体、金融機関その他の様々な団体による連携体制の構築やワンストップ支援体制の整備（例：就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等、必要な人に分野横断的な情報を提供するワンストップ相談窓口の設置）等、地域ぐるみで女性の活躍を推進する地方公共団体の取組を支援している。また、マザーズハローワーク等における職業相談・職業紹介等を通じて、

女性の再就職支援を行うとともに、女性等を対象とした低利融資制度や「創業スクール」における女性起業家コースの実施等を通じて、女性による起業を支援している。さらに、企業に対する表彰制度等を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業にインセンティブを付与するとともに、「女性の活躍『見える化』サイト」等を通じて、企業における女性の活躍状況の「見える化」等を推進している。

今後、これまでの取組に加え、女性活躍推進法に基づき、企業の女性活躍推進に係る取組の「見える化」や、地方公共団体による推進計画の策定や協議会の設置等を促進し、地域における女性活躍のための取組を推進する。また、「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、公共調達において、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組の導入による受注機会の増大を図ること等に取り組む、女性活躍のための環境整備等を推進する。さらに、学びを通じた様々な分野における女性の社会参画を推進する。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■ 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000 団体を目指す

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。

そのため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組の推進、地方公共団体への説明会の開催等による普及等を行ってきた。今後、各府省庁の事業等による「小さな拠点」の形成支援をはじめ、関係府省庁による連携した支援の維持・強化を図るとともに、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）に取り組む上で参考となる手引書の活用を促進する。また、地域の取組の実践に向けて参考となる事例紹介等を行うフォーラムの開催や、先駆的な取組を行う地方公共団体との連携を進め、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の取組を促進する。

(オ) ふるさとづくりの推進

【施策の概要】

人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しつつある。そこで、「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを伝え、生まれた人は「ふるさと」にとどまり、都会に出た人は「ふるさと」に帰るきっかけとする。また、都会に生まれた人については、そこが新しい「ふるさと」となるよう、その場所に対する愛着、帰属意識を高める「ふるさとづくり」の取組を進めていく。こうした取組は、地域に住む住民が主体となった地方創生の推進に大きく寄与するものである。

【主な重要業績評価指標】

■ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加（2013年度3,291団体）

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

ふるさとづくりの成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域における核となる人材の育成を推進するとともに、それぞれの「ふるさと」の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化等について、今一度、体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体や NPO 等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育など様々な機会において学ぶ活動を推進する。

2015年には「ふるさとづくり推進ポータルサイト」を構築し、ふるさとづくり活動に資する情報の提供を開始したところであり、引き続き、それぞれの地域におけるふるさとづくり推進組織の活動を支援していく。